|  |
| --- |
| 一般社団法人 大阪府ラグビーフットボール協会定　　款 |

一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会　定款

第1章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会　と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を　大阪府大阪市　に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、大阪府におけるラグビーフットボール競技の普及、振興を通じて、府民の体力向上とスポーツパーソンシップの涵養を図り、もって地域の青少年の健全育成とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ラグビーフットボールの普及発展に関する企画及び指導
2. ラグビーフットボールの技術向上や安全・インテグリティ対策の推進に関する企画、指導及び各種講習会等の実施
3. 大阪府を代表するラグビーフットボールの競技団体として、公益財団法人大阪府スポーツ協会へ加盟及びその構成員として必要な事業
4. 大阪府内におけるラグビーフットボールチーム及び競技者、レフリー、コーチ資格者の登録に関する事務
5. 大阪府内におけるラグビーフットボールの大会・試合の主催、指導及びあっせん等
6. 各カテゴリーにおける大阪府を代表するチームの招集、強化およびラグビーフットボールの国内大会、試合への派遣
7. ラグビーフットボールの競技規則等の普及、浸透等
8. レフリー及びコーチ資格者の養成、指導等
9. 記録の収録・保存及び機関誌・パンフレット等の刊行等
10. ラグビーフットボールに関する調査、研究、情報収集及び広報等
11. 大阪府内におけるラグビーフットボールに関係する団体の指導、助言、連携等
12. その他前条の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条 この法人は次の者（以下「会員」という。）をもって構成する。

1. 正会員　この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者
2. 一般会員　この法人が主催、主管する競技会等への参加等を主とする個人または団体
3. 特別会員　この法人の理事会から推薦された個人又は団体であって、特別会員になることを承諾した者
4. 賛助会員　この法人に援助を与えることに賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の賛助会員となった者

２　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第

４８号。以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

（資格の取得）

第６条　この法人の会員（特別会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める額をこの法人に支払う義務を負う。

（退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会しようとする者は、事前に退会届を提出しなければならない。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 当該会員が成年被後見人または被保佐人になったとき。
4. 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（一般会員の資格）

第１１条　第5条に規定する一般会員である団体（以下、この一般会員を「チーム会員」という。）は ラグビーフットボールを競技する団体であって、その団体の本拠が大阪府内にあるものに限る。

２ チーム会員は日本ラグビーフットボール協会の規約に定めるチーム種別に則り、チーム登録しなければならない。

３ 個人の一般会員は、チーム会員の構成メンバーとして、日本ラグビーフットボール協会の定める競技者個人登録を行わなければならない。

第４章　総会

（構成）

第１２条　総会は、全ての正会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般法人法に規定する社員総会とする。

（権限）

第１３条　総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１４条　この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後３箇月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

（招集）

第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第２１条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

２　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１６条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第１７条　総会における議決権は、正会員1名につき１個とする。

（決議）

第１８条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理)

第１９条　総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（議事録）

第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　３名以上１０名以内
2. 監事　３名以内

２　理事のうち、１名を会長、２名以内を副会長、１名を理事長、１名を書記長、１名を会計とする。

３　前項のほか、理事の中から必要な職を置くことができる。

４　第2項の会長を一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、書記長及び会計並びに第３項の職にある理事（以下、「副会長等」という。）を、同法第９１条第１項第2号の業務執行理事とする。

５　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

６　他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の３分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長等は理事会の決議によって選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により、会長及び副会長等の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

３　監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

（役員の責任の免除）

第２８　条この法人は、一般法人法第１１１条第１項に規定する理事又は監事の責任について、理事又は監事が同法第１１４条１項に規定する要件に該当する場合、同法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事の責任の免除に関する前項の議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

（名誉会長、顧問等）

第２９条　この法人に、法人の円滑な運営及び第３条の目的を達成するため、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

２　名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

３　名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

４　参与は、理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

５　名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の任期は、第２５条第１項の規定を準用する。

６　名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第６章　理事会

（構成）

第３０条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３１条　理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長等の選定及び解職
4. 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
5. 規則の制定、変更及び廃止

（招集）

第３２条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

（決議）

第３３条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

２　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

３　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３４条理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第３５条　この法人の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則により定める。

第７章　部会及び委員会

（部会及び委員会）

第３６条　この法人の事業を推進するため、部会及び委員会を置くことができる。

２　部会及び委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第８章　事務局

（事務局）

第３７条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に職員を置くことができる。

３　事務局の職員の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第９章　資産及び会計

（事業年度）

第３８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第３９条　この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、同項第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、同項第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配）

第４１条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第１０章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４２条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４３条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４４条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４５条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第４６条　この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

第１２章　公告の方法

（公告の方法）

第４７条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１２章　補則

（委任）

第４８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

（定款の施行日）

第４９条　この定款は、この法人の設立登記の日から施行する。

（最初の事業年度）

第５０条　この法人の最初の事業年度は、第３８条の規定にかかわらず、この法人成立の日から令和３年３月３１日までとする。

（設立時社員の氏名または名称及び住所）

第５１条　この法人の設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

　　　住所

設立時社員　　　花折昌治

住所

設立時社員　　　天野寛之

住所

設立時社員　　　尼田勝彦

（設立時役員）

第５２条　この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事　　　花折昌治、天野寛之、尼田勝彦、徳野寛二、武田康彦

設立時代表理事　花折昌治

設立時監事　　　秦　雅彦

（法令の準拠）

第５３条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会　設立のため、設立時社員　花折昌治天野寛之　尼田勝彦　はこの定款を作成し、記名押印する。

令和３年３月１５日

設立時社員　　花折　昌治

設立時社員　　天野　寛之

設立時社員　　尼田　勝彦